

養護老人ホーム可部南静養園 運営規程

(指定一般型特定施設サービスおよび指定介護予防一般型特定施設サービス)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人広島県同胞援護財団が開設する養護老人ホーム可部南静養園一般型特定施設入居者生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定一般型特定施設入居者生活介護事業及び指定介護予防一般型特定施設入居者生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定める。

事業所の従業者が、要介護状態、要支援状態にある者に対し、適正な指定一般型特定施設サービス及び指定介護予防一般型特定施設サービス（以下「指定一般型特定施設サービス等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定一般型特定施設サービスにあたっては、一般型特定施設サービス計画に基づき、事業所の従業者が利用者に対して、必要な介護、日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を一体的かつ適切に提供することにより、利用者が要介護状態においても、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとする。

2 指定介護予防一般型特定施設サービスにあたっては、介護予防一般型特定施設サービス計画に基づき、事業所の従業者が利用者に対して、必要な介護、日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を一体的かつ適切に提供することにより、利用者が要支援状態においても、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的かつ継続的なサービスの提供に努めるものとする。

4 前3項のほか、「介護保険法」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第三十七号）その他関係法令に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 養護老人ホーム 可部南静養園
- (2) 所在地 広島市安佐北区可部南二丁目19番33号
- (3) 電話番号 (082) 812-2411
- (4) メールアドレス seiyoen@dohen.or.jp

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとし、必置職員については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内の調整及び関係機関との連携を図る。
- (3) 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の健康管理、服薬管理、医療的処置等を行い、主治医その他の医療機関との連携を図る。
- (4) 介護職員 10名以上
介護職員は、利用者の心身の状況に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援及び安否確認を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、利用者の心身機能の維持・向上を目的として、機能訓練の計画・実施・評価を行う。
- (6) 計画作成担当者 1名以上
計画作成担当者は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画等を作成し、必要に応じて評価・見直しを行う。

(指定一般型特定施設サービス等の利用定員)

第5条 事業所の入居定員は、60名とする。

2 事業所の居室数は、60室とする。

(指定一般型特定施設サービス等の内容)

第6条 指定一般型特定施設サービス等は、特定施設サービス計画等に基づき、事業所の従業者が利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を一体的かつ適切に提供することにより、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

- 2 利用者が医療機関を受診する際には、本人又は家族による受診を基本とする。
ただし、心身の状況等により本人又は家族による対応が困難な場合には、事業所は必要な範囲で受診に係る支援(受診手続、診察時の付き添い等)を行うものとする。
- 3 前項の支援のうち、協力医療機関への受診については、通常の業務の範囲で行う受診付き添いとして、指定一般型特定施設サービス等に含まれるものとする。
- 4 協力医療機関以外の医療機関への受診、長時間の受診、複数医療機関の受診、夜間・休日の受診、職員二名以上の対応が必要な場合その他通常の業務の範囲を超える特別な付き添いについては、あらかじめ利用者又は家族に説明のうえ、交通費その他の実費を徴収することができる。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定一般型特定施設サービス等の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定一般型特定施設サービス等が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用及び利用者が負担することが適当と認められる費用（オムツ代等）については、実費を徴収する。
- 3 前条第4項に規定する特別な受診付き添いを行う場合には、当該付き添いに要する交通費その他の実費を利用者に負担していただくものとする。

(利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続)

第8条 事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供するために必要があると認められる次の場合、利用者が他の居室に移ることができるものとする。

- (1) 主治医等が医学的判断により、居室の変更が必要と判断した場合
 - (2) その他利用者の心身の状況により、居室を変更する必要があると判断した場合
- 2 利用者が他の居室に移る場合は、あらかじめ利用者又は家族に対して説明した上で、居室変更について同意を得るものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、サービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 政治活動、営利活動、宗教活動その他の行為により、他の利用者の自由を侵害したり、他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- (2) ケンカ、口論、泥酔、薬物乱用等で他の利用者に迷惑をかけること。
- (3) 指定した場所以外で喫煙すること。
- (4) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、事業所若しくは備品等に損害を与え、又はこれらを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画等の防災計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等に関する責任者を定め、年2回以上、避難、救出、その他必要な訓練を行う。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように努めるものとする。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、施設内において感染症又は食中毒が発生し、まん延することのないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催し、その結果を従業者

に周知徹底する。

- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に行う。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(秘密保持等)

第12条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ利用者の同意を得る。

(苦情の処理)

第13条 事業所は、提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。利用者の権利を擁護するとともに、利用者の満足度の向上を図りサービスを適切に利用できるように支援する。

- 2 提供するサービスに関して、介護保険法第23条の規定により保険者からの文書の提出・提示の求め、質問又は照会に応じ、利用者又は家族からの苦情に関して保険者が行う調査に協力する。保険者から指導又は助言を得た場合は、必要な改善を行う。
- 3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情について、国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、同連合会からの指導又は助言に従い、必要な改善を行う。

(緊急時における対応方法)

第14条 事業所は、サービス提供中に利用者の病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。なお、詳細は「緊急時における対応方針」に定めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性の事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するため、安全対策担当者を配置する。

- 2 事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録する。
- 4 事業所は、サービスの提供に伴って賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

（虐待の防止対策）

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の発生又は再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の発生又は再発を防止するための指針を整備する。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底する。
- (3) 虐待防止のための研修を定期的に行う。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。
 - 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村に通報する。

（身体拘束廃止取組み内容）

第17条 事業所は、利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

- 2 「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を全て満たす場合に限り、身体的拘束等を行うことができるものとし、その際には身体的拘束等の内容、目的、理由、時間、時間帯、期間等を記載した身体拘束等の記録を作成し、適正な手続により実施する。作成した文書は5年間保存する。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知徹底する。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行う。

（事業継続計画の策定等）

第18条 事業所は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制により早期の業務再開を図るための計画（以下

- 「業務継続計画」という。)を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、資質向上のため次の研修の機会を設け、業務体制についても検証・整備する。

- (1) 新任職員研修（採用後3か月以内）
- (2) 法定研修（身体拘束廃止、感染症予防、BCP、事故防止、虐待防止、認知症）
 - 2 事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えるものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化その他必要な措置を講じる。
 - 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は広島県同胞援護財団法人と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

令和5年9月3日改定し、施行する。

令和6年4月1日改定し、施行する。

令和8年4月1日改定し、施行する。